

さっぽろしせいねんこうけんせいどりようそくしんきほんけいかく あん  
**札幌市成年後見制度利用促進基本計画(案)**

いけん ぼしゅう  
みなさまからのご意見を募集します  
じっし  
～パブリックコメントの実施について～

いけんぼしゅうきかん  
意見募集期間

れいわ ねん ねん がつ にち げつ  
令和 2 年(2020年)12月21日(月)から  
れいわ ねん ねん がつ にち げつ ひつちやく  
令和 3 年(2021年) 1月25日(月)まで【必着】

さっぽろし しみん かんけいだんたい ぎょうせいと う れんけい けんりようごしえん かん  
札幌市では、市民、関係団体、行政等が連携して権利擁護支援(※)に関  
とりくみ すす ひとり いし けんり そんなちよう  
する取組を進めることで、「一人ひとりの意思と権利が尊重され みんなが  
じぶん いく きょうせい じつげん もくてき  
自分らしく生きられる共生のまち さっぽろ」を実現することを目的に、  
さっぽろしせいねんこうけんせいどりようそくしんきほんけいかく あん さくせい  
「札幌市成年後見制度利用促進基本計画(案)」を作成いたしました。  
けいかく あん たい いけん ぼしゅう  
この計画(案)に対する、みなさまからのご意見を募集いたします。  
いけん けいかくさくてい さんこう  
みなさまからいただいたご意見につきましては、計画策定の参考とさせて  
いけん がいよう たい し かんが かた けいかくしよ  
いただくとともに、ご意見の概要と、それに対する市の考え方を計画書  
かんせいばん けいさい  
(完成版)に掲載いたします。

けんりようごしえん ひと じ こじつげん じ こけつてい そんなちよう けんり  
※ 権利擁護支援とは、「すべての人の自己実現、自己決定を尊重し、権利  
こうし しえん  
を行使できるよう支援すること」です。

さっし けいかくほんしよ がいようばん けいさい  
なお、この冊子には、計画本書と概要版をあわせて掲載しています。

けいかくほんしよ らん  
計画本書 1 ページから 64 ページまでをご覧ください。

がいようばん らん  
概要版 65 ページから 76 ページまでをご覧ください。

れいわ ねん ねん がつ  
令和 2 年(2020年) 12月

さっぽろし  
札幌市

市政等資料番号 01-F01-20-1920

## 成年後見制度について

成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他精神上的障がいなどにより、判断能力が十分ではない人(以下「本人」という。)について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の2種類があります。

### ●任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結びます。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

### ●法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

	補助	保佐	後見
対象となる人	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が欠けているのが通常の人

※ 本人の判断能力等に応じて、成年後見人等が本人のために行うことができる法律行為が異なります。

いけんほしゅうようこう  
**意見募集要項**

**1 意見募集期間**

いけんほしゅうきかん  
れいわ ねん ねん がつ にち げつ れいわ ねん ねん がつ にち げつ ひっチャク  
令和2年(2020年)12月21日(月)から令和3年(2021年)1月25日(月)まで【必着】

**2 意見提出方法**

● **郵送・持参・FAXの場合**

じペーじ いけんきにゆうようし りよう ほしゅうきかんないひっチャク さいしゅうび  
次頁にある「ご意見記入用紙」をご利用いただき、募集期間内必着（最終日の17  
じ ふんひっチャク かきていしゅつさき ていしゅつ  
時15分必着）のうえ、下記提出先までご提出ください。

なお、ご持参いただく場合、下記の休業日を除く業務時間内にご持参ください。

ぎょうむじかん へいじつ じ ふん じ ふん  
業務時間：平日 8時45分～17時15分  
きゅうぎょうび どにち しゅくさいじつ ねんまつねんし れいわ ねん がつ にち れいわ ねん がつ にち  
休業日：土日、祝祭日、年末年始（令和2年12月29日～令和3年1月3日）

● **電子メールの場合**

けんめい さっぽろせいねんこうけんせいどりようそくしんきほんけいかく あん たい いけん きさい  
メールの件名を「札幌市成年後見制度利用促進基本計画（案）に対する意見」と記載  
ほんぶん じゅうしょ しめい ねんれい いけんないよう にゅうりよく ほしゅうきかんない  
のうえ、メール本文に住 所、氏名、年齢、ご意見内容をご入 力いただき、募集期間内  
ひっチャク かきていしゅつさき そうしん  
必着で、下記提出先のメールアドレスに送信してください。

**3 留意事項**

でんわ こうとう いけん う つ いけん たい こべつ かいとう  
・電話、口頭によるご意見の受け付けや、ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あ  
りょうじょう  
らかじめご了承ください。

いけんがいよう こうひょう さい なまえ じゅうしょ ねんれい こうひょう しゅうけいがい  
・意見概要を公表する際、お名前・ご住所・ご年齢は公表いたしません。また、集計以外  
もくてき しょう  
の目的には使用いたしません。

**4 計画（案）の配布、公表場所**

さっぽろしやくしよほんちようしゃ ほけんふくしきよくそうむぶそうむか かい しせいかんこうぶつ かい  
札幌市役所本庁舎 保健福祉局総務部総務課（3階）、市政刊行物コーナー（2階）、  
かくくやくしよ そうむきかかこうちようがかり かく  
各区役所 総務企画課広聴係、各まちづくりセンター

さっぽろし  
札幌市ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/chiikifukushi/keikaku/kouken.html>

**5 提出先**

ていしゅつさき 提出方法	ていしゅつさき 提出先
ゆうそう 郵送	〒060-8611 さっぽろしちゅうおうくきた じょうにし ちようめ さっぽろしほけんふくしきよくそうむぶそうむか 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市保健福祉局総務部総務課
じさん 持参	さっぽろしやくしよほんちようしゃ ほけんふくしきよくそうむぶそうむか かい 札幌市役所本庁舎 保健福祉局総務部総務課（3階）
ふあくす FAX	(011) 218-5180
でんし 電子メール	<a href="mailto:chiikifukushi@city.sapporo.jp">chiikifukushi@city.sapporo.jp</a>

と あ さき でんわ ほけんふくしきよくそうむぶ  
問い合わせ先：電話 (011) 211-2932 保健福祉局総務部

